

国立大学法人東京外国語大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給する期末特別手当において、国立大学法人評価委員会等が行う業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じて学長が定める額を増減できることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

国家公務員の給与改定に準拠し、平成24年4月より本給月額を0.5%引き下げた。
特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。
・実施期間:平成24年7月～平成26年3月
・本給月額:9.77%減額
・地域手当:9.77%減額
・期末特別手当:9.77%減額

理事

法人の長と同じ

理事(非常勤)

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。
・実施期間:平成24年7月～平成26年3月
・非常勤役員手当:10%減額

監事

該当なし

監事(非常勤)

理事(非常勤)と同じ

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 16,645	千円 10,942	千円 4,389	千円 1,313 (地域手当)		3月31日	
A理事	千円 13,318	千円 8,629	千円 3,461	千円 1,035 (地域手当) 191 (通勤手当)			
B理事	千円 13,326	千円 8,629	千円 3,461	千円 1,035 (地域手当) 199 (通勤手当)			◇
C理事 (非常勤)	千円 3,330	千円 3,330	千円	千円 ()			
A監事 (非常勤)	千円 2,775	千円 2,775	千円	千円 ()			
B監事 (非常勤)	千円 2,775	千円 2,775	千円	千円 ()	4月1日		

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:地域手当とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注3:「前職」欄の「◇」は役員出向者(独立行政法人等役員となるために退職した者)であることを示す。

3 役員退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	8,076 (34,112)	5 (23)	7 (0)	H25.3.31	—	経営協議会において、大学への貢献度及び業務実績等を総合的に勘案し審議した結果、退職手当の増減を行わないことと決定した。
理事						該当者なし
理事 (非常勤)						該当者なし
監事 (非常勤)						該当者なし

注:法人の長については、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の内職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標、中期計画に基づき、国家公務員の人件費改革を踏まえ、学内で年度当初に決定された予算の範囲内で運用。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を参考にしつつ、中長期的な財政状況を踏まえて、人件費予算の範囲内で決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績や本学に対する貢献度、教育、研究、社会貢献等への功績を総合的に評価し、職員の昇給、昇格、降格及び6月期と12月期の勤勉手当の増額、減額を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日の基準日のそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績及び前年又は当該年度の人事評価を考慮し、それぞれ支給割合を決定する。
昇給	1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて決定する。昇給させるか否か及び昇給させる場合の号数は、前1年間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号数を4号(事務・技術職基本給表の適用を受ける職員でその級が7級以上であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの)にあつては、3号)とすることを標準として、本学が定める基準に従い決定するものとする。
昇格・降格	昇格: 特に勤務成績が優秀で、かつ法人が定める一定の経験年数を有している者は上位の職務の級に決定することができる。 降格: 勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

- 国家公務員の給与改定に準拠して、以下の改正を行った。(平成24年4月実施)
 - 40歳以上の職員を対象に、基本給月額を平均0.23%引き下げを行った。
(平成18年給与改正に伴う基本給の経過措置額についても同様に引き下げ)
 - 基本給調整額の引き下げを行った。(教育職5級: ▲100円)
 - 平成18年度から平成20年度の昇給における抑制分のうち、36歳未満の職員に最大1号、30歳未満の職員に最大2号回復させた。
- 組織の改組に伴い、管理職手当、管理職員特別勤務手当及び入試手当の改正を行った。
- 特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。(職員について)
 - 実施期間: 平成24年7月～平成26年3月
 - 基本給表関係の措置内容
 - 事務・技術職(再雇用職員を含む)、看護職
1～2級: ▲4.77%、3～6級: ▲7.77%、7級以上: ▲9.77%
 - 教育職
2級: ▲4.77%、3～4級: ▲7.77%、5級: ▲9.77%
 - 指定職
▲9.77%
 - 諸手当関係の措置内容
 - 管理職手当: ▲10%
 - 期末・勤勉手当、期末特別手当: ▲9.77%
 - 地域手当: 減額後の基本給月額等の月額により算出
 - 国と異なる措置の内容
なし

(役員について)

- ・実施期間:平成24年7月～平成26年3月
- ・本給表関係の措置内容
本給月額:▲9.77%(学長、常勤理事)
非常勤役員手当:▲10%(非常勤理事、非常勤監事)
- ・諸手当関係の措置内容
①地域手当:▲9.77%
②期末特別手当:▲9.77%
- ・国と異なる措置の内容
なし

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 270	歳 49.0	千円 7,914	千円 5,848	千円 168	千円 2,066
事務・技術	人 86	歳 42.0	千円 5,669	千円 4,294	千円 169	千円 1,375
教育職種 (大学教員)	人 183	歳 52.4	千円 8,978	千円 6,584	千円 166	千円 2,394
指定職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
その他の医療職種 (看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 4	歳 62.5	千円 3,741	千円 3,221	千円 226	千円 520
事務・技術	人 4	歳 62.5	千円 3,741	千円 3,221	千円 226	千円 520
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注1:在外職員、任期付職員及び非常勤職員については、該当者がいないため表を省略した。

注2:常勤職員の「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注3:常勤職員のその他医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注4:「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」は、全区分について該当者がいないため欄を省略した。

[年俸制適用者]

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
非常勤職員	人 45	歳 47.2	千円 5,685	千円 5,668	千円 119	千円 17
事務・技術 (特任職員)	人 7	歳 42.2	千円 3,647	千円 3,538	千円 93	千円 109
教育職種 (特任教員等)	人 38	歳 47.7	千円 6,061	千円 6,061	千円 124	千円 0

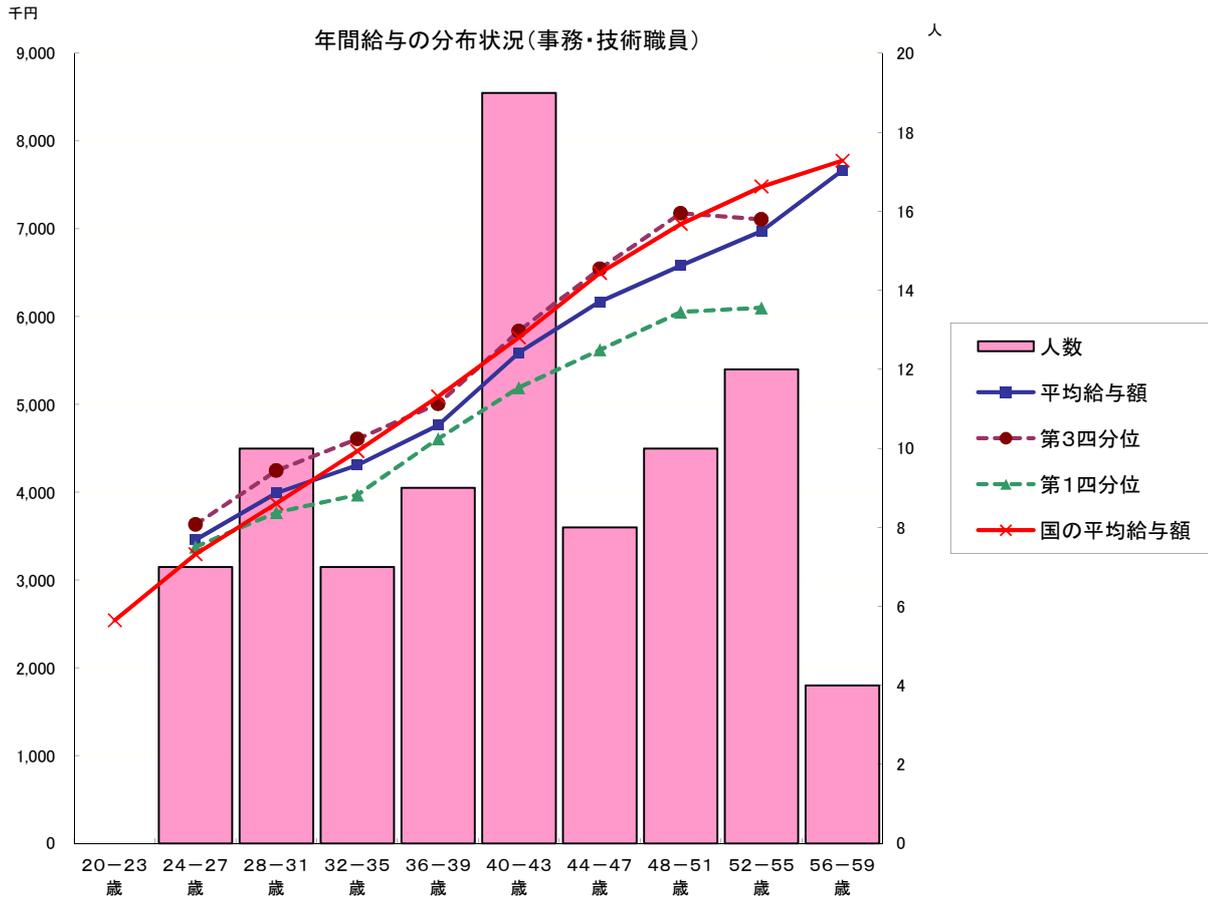
注1:非常勤職員(年俸制)については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「事務・技術(特任職員)」とは、本学が認める特定のプロジェクト等において、当該事業にかかる管理・運営業務に、専属的に一定の期間従事する者をいう。

注3:「教育職種(特任教員等)」とは、本学が認める特定のプロジェクト等において、教育、研究に専属的に一定の期間従事する者をいう。

注4:常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員については、該当者がいないため、記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下⑤まで同じ。

注2:年齢56～59歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(事務・技術職員)

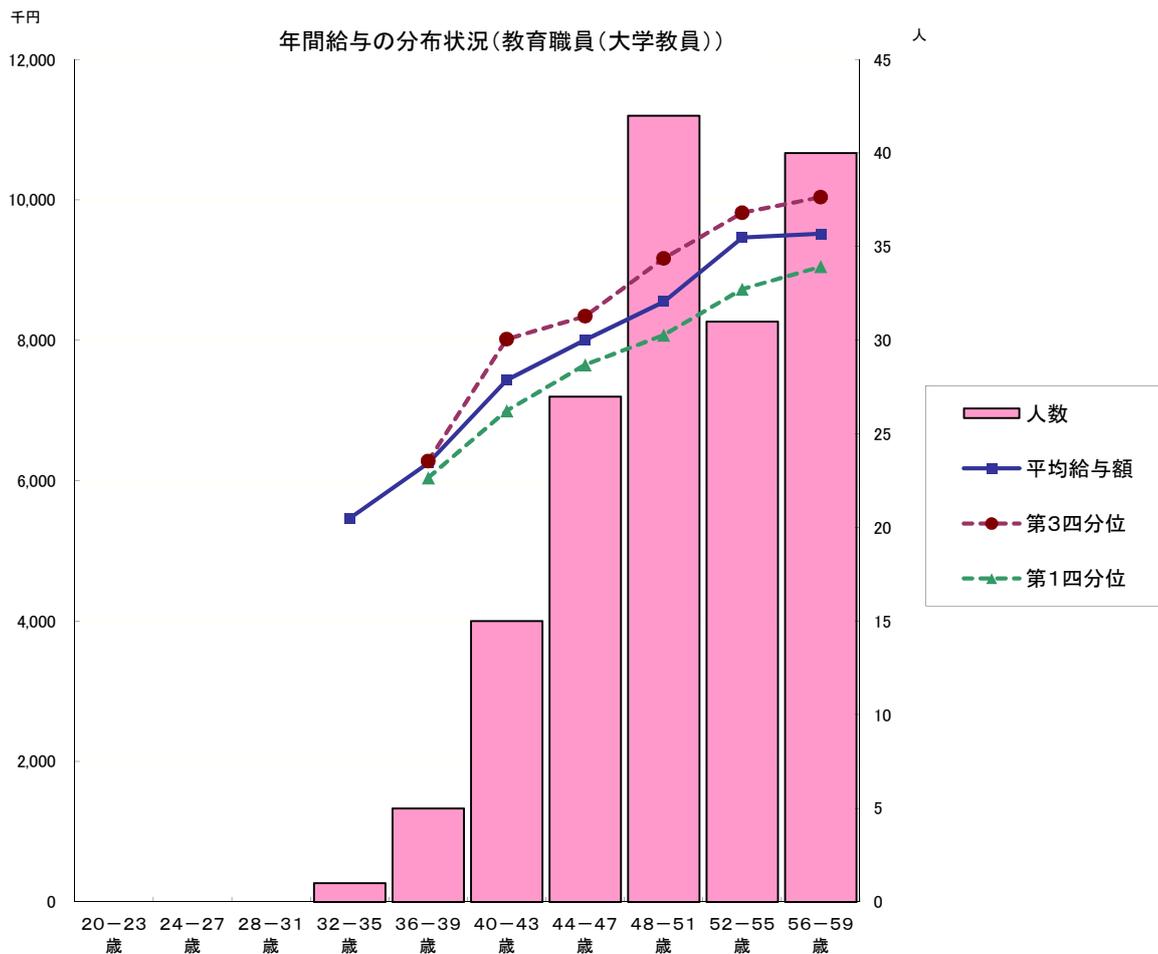
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
部長	2	—	—	—	—
課長	8	50.9	7,364	7,787	8,117
課長補佐	12	46.8	5,889	6,384	6,628
係長	34	44.4	5,009	5,573	6,046
主任	8	41.5	3,971	4,963	5,760
係員	22	31.4	3,520	3,911	4,228

注1:「部長」には、部長相当職である「副理事」を含む。

注2:「課長」には、課長相当職である「室長」及び「主幹」を含む。

注3:「課長補佐」には、「専門員」を含み、「係長」には、「専門職員」を含む。

注4:部長の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。



注1:年齢32~35歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
教授	106	55.8	9,029	9,552	10,041
准教授	71	48.1	7,640	7,917	8,343
講師	5	42.1	6,239	6,441	6,289
助教	1	-	-	-	-

注:助教の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 主任	課長補佐 係長	課長 課長補佐
人員 (割合)	86 人	6 人 (7.0%)	20 人 (23.3%)	34 人 (39.5%)	16 人 (18.6%)	5 人 (5.8%)
年齢(最高 ～最低)		28 歳 } 24	48 歳 } 27	57 歳 } 35	59 歳 } 40	56 歳 } 47
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,727 千円 } 2,362	3,672 千円 } 2,638	4,930 千円 } 3,436	5,255 千円 } 4,119	6,065 千円 } 5,326
年間給与 額(最高～ 最低)		3,530 千円 } 3,109	4,852 千円 } 3,472	6,574 千円 } 4,607	7,110 千円 } 5,640	7,927 千円 } 7,180

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	事務局長 部長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		3 人 (3.5%)	2 人 (2.3%)	0 人 (%)	0 人 (%)	0 人 (%)
年齢(最高 ～最低)		55 歳 } 43	}	}	}	}
所定内給 与年額(最高 ～最低)		6,183 千円 } 5,989	}	}	}	}
年間給与 額(最高～ 最低)		8,184 千円 } 8,117	}	}	}	}

注:7級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手 教務職員	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	183 人	該当なし 人 (%)	1 人 (0.5%)	5 人 (2.7%)	71 人 (38.8%)	106 人 (57.9%)
年齢(最高 ～最低)		}	}	58 歳 } 32	60 歳 } 38	63 歳 } 45
所定内給 与年額(最高 ～最低)		}	}	5,938 千円 } 4,123	6,696 千円 } 4,468	8,594 千円 } 5,914
年間給与 額(最高～ 最低)		}	}	7,936 千円 } 5,464	9,050 千円 } 6,043	11,847 千円 } 8,094

注:2級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.1	64.9	63.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.9	35.1	36.5
	最高～最低	44.6～33.3	41.3～30.7	43.0～32.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.0	67.1	65.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.0	32.9	34.5
	最高～最低	41.8～32.2	37.9～29.7	39.9～30.9

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.5	65.7	63.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	38.5	34.3	36.4
	最高～最低	48.0～33.3	44.6～30.7	46.3～32.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.0	67.2	65.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.0	32.8	34.4
	最高～最低	41.8～31.5	37.9～29.0	39.6～30.2

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

96.2

対他の国立大学法人等

105.3

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

101.4

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	96.2
	参考	地域勘案 97.1
		学歴勘案 95.4
	地域・学歴勘案	96.6
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 55.1% (国からの財政支出額 3,109,648千円、支出予算の総額 5,636,768千円：平成24年度予算) 【検証結果】 支出予算の総額に占める国の財政支出の割合が50%以上であるが、累積欠損はなく、対国家公務員指数及び参考指数(地域勘案、学歴勘案及び地域・学歴勘案)は全て100未満であることから、給与水準は適正であると考えられる。	
講ずる措置	引き続き人事院勧告に準拠した給与制度を推進しながら給与水準の適正化を行い、総人件費の抑制を図っていくとともに、適正な財政支出に努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

100.9

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 22年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	2,494,365	2,705,748	△ 211,383 (△7.8)	△ 258,290 (△9.4)
退職手当支給額 (B)	336,806	195,021	141,785 (72.7)	234,289 (228.5)
非常勤役職員等給与 (C)	932,191	871,863	60,328 (6.9)	52,348 (5.9)
福利厚生費 (D)	403,082	408,343	△ 5,261 (△1.3)	395 (0.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	4,166,444	4,180,975	△ 14,531 (△0.3)	28,742 (0.7)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「11 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

- ・「給与、報酬等支給総額」については、国家公務員の給与改定準拠に伴う基本給等の減及び特例法に基づく国家公務員の給与見直しに準拠したことにより、対前年比7.8%減となった。
(特例法準拠に基づく給与削減額)
・役員:3,081千円、教員:112,897千円、事務職員、看護師:33,194千円、非常勤役職員:8,626千円
- ・「最広義人件費」については、上記の要因及び退職手当の支給水準の引き下げによる減はあるものの、教員の選定年制による退職者数の増による退職手当額の増加、競争的資金等による任期付教職員及び年俸制による外国人教員の雇用の増加により、対前年度比0.3%の減となった。
(国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ準拠に基づく退職手当削減額)
・役員:2,088千円、教員:11,795千円、事務職員:3,920千円、非常勤役職員:125千円

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年3月から役職員の退職手当を段階的に引き下げることにした。(平成26年7月以降は約▲14.9%の引き下げ)

役員に関する講じた措置の概要

- ・新たに調整率を設定し、以下の期間に応じて引き下げ
 - ①平成25年3月～平成25年9月：98/100
 - ②平成25年10月～平成26年6月：92/100
 - ③平成26年7月以降：87/100

職員に関する講じた措置の概要

- ・現行の調整率104/100を以下の期間に応じて引き下げ
 - ①平成25年3月～平成25年9月：98/100
 - ②平成25年10月～平成26年6月：92/100
 - ③平成26年7月以降：87/100